

# 1 赤ちゃんがやってくる

妊娠期・  
出産期



妊娠おめでとうございます。家族で協力して大切なマタニティライフを送ることができるよう、様々な制度を上手に活用してください。

## ① 妊娠届出書の提出と一緒に手続きしましょう

### 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠の初期からお子さんが小学校に入学するまでの母と子の大切な健康記録です。必要な方には、外国語母子健康手帳もお渡しします。



〈必要なもの〉 妊娠届出書、妊婦のマイナンバーが分かるもの

〈問合せ〉 子ども家庭サポートセンター ☎45-1114

### 妊産婦医療費助成

妊産婦の負担する自己負担額(保険診療分のみ対象)から次の一部負担金などを差し引いた額が助成されます。対象期間は、登録申請をされた日から、出産された月の翌月末日までです。母子健康手帳の交付と併せて手続きします。



〈対象者〉 市内にお住まいの妊産婦

〈一部負担金〉 ・通院 1回につき 530円(医療機関ごと 月4回まで、5回目以降無料)

・入院 1日につき 1,200円

・訪問看護 1日につき 250円

・調剤 一部負担金はいただきません。

〈申請に必要なもの〉 母子健康手帳、加入保険情報が分かる書類

〈問合せ〉 子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113

### 伴走型出産・子育て応援事業

〈対象者〉 市内にお住まいの妊婦

〈事業内容〉 ①妊婦等包括相談支援事業

妊娠届出時、妊娠8か月頃、こんにちは赤ちゃん訪問時等に保健師等が面談を行います。

妊娠・出産・子育てについて知りたいことや気になることなど、お気軽にご相談ください。

②妊婦のための支援給付(経済的支援)

出産・子育ての経済的負担をサポートするため、現金を支給(口座振込)します。

面談時に申請書をお渡ししますので、口座番号等必要事項を記載し提出してください。

・妊婦支援給付金(1回目):妊娠届出時に面談された方に、妊婦1人当たり5万円を支給します。

・妊婦支援給付金(2回目):こんにちは赤ちゃん訪問等で面談をされた方に、子ども1人当たり5万円を支給します。

〈問合せ〉 子ども家庭サポートセンター ☎45-1114



### 産前産後期間の国民年金保険料免除・国民健康保険税軽減

被保険者が出産する際、産前産後期間の国民年金保険料が免除・国保税が減額されます。(届出先が異なります。)

〈対象者〉 出産する予定または出産した国民年金・国保の被保険者

〈対象期間〉 出産予定日または出産日が属する月の前月(多胎妊娠の場合は3か月前)から翌々月までの期間の保険料(税)

〈届出の時期〉 出産予定日の6か月前から届出ができます。

〈届出に必要なもの〉 加入保険情報が分かる書類、本人確認書類、出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの(母子健康手帳等)、マイナンバーが分かるもの

〈問合せ〉 国民年金に関すること:三条年金事務所 ☎32-2239/市民窓口課 ☎34-5547

国保に関すること:健康づくり課 国保係 ☎34-5442



## ②妊娠中の母子の健康のために

### 妊婦健康診査

正常な妊娠の確認及び異常の早期発見、早期治療、安全かつ健康な妊娠・出産のため、各種検査を受診するにあたり、窓口にて14回分の受診票を交付します。

- 〈**健診内容**〉 ・基本的な妊婦健診(1～14回) ・子宮頸がん検査(1回目) ・血液検査(1・7・11回目)  
・超音波検査(1・4・7・11回目) ・性器クラミジア検査(7回目) ・B群溶血性レンサ球菌検査(10回目)  
※上記以外の検査が必要な場合は、自己負担となります。

〈**必要なもの**〉 受診時に母子健康手帳と受診票を提出

〈**問合せ**〉 子ども家庭サポートセンター ☎45-1114

### 妊婦歯科健診

マイナス1歳から始まる歯と口の健康づくりとして、妊婦歯科健診を行っています。妊娠中はホルモンバランスの変化などからむし歯や歯周病にかかりやすくなります。また、妊娠期のお口の健康状態が、赤ちゃんの発育や歯の形成にも影響を与えます。妊娠中に歯科健診を受けて、歯と口の中の状態を確認し、お口のトラブルを予防しましょう。

〈**回数**〉 妊娠中に1回  
体調の良い時や安定期(妊娠5～7か月頃)がおすすめです。

〈**受診内容**〉 歯科健診、保健指導等

〈**会場**〉 市内の指定医療機関  
ホームページまたは受診票をご覧ください。

〈**問合せ**〉 子ども家庭サポートセンター ☎45-1114

### 養育支援訪問

若年妊婦や慢性的な病気をお持ちの方で妊娠・出産・子育てに不安があり継続的な支援が必要な妊婦さんに、妊娠期から出産後まで助産師等が定期的に家庭訪問を実施します。

〈**対象**〉 若年妊婦、慢性的な病気があり妊娠や出産・子育てに不安がある方  
伴走型出産・子育て応援事業の面談等により必要と思われる方で、希望される方

〈**回数**〉 おおむね妊娠期4回、出産後2回(こんにちは赤ちゃん訪問を除く)程度

〈**問合せ**〉 子ども家庭サポートセンター ☎45-1114

### 新潟県おもいやり駐車場制度

ショッピングセンターなどの障がい者等用駐車スペースについて、歩行が困難な方(身体障がい者、高齢者、妊産婦等)に新潟県が利用証を交付し、利用時にそれを車内に掲げることにより、適切にご利用いただくための制度です。



〈**対象要件**〉 原則として、母子健康手帳取得者で妊娠7か月から産後1年半までの歩行が困難な方

〈**申請窓口**〉 市民窓口課市民総合窓口係、栄・下田サービスセンター総合窓口グループ

〈**問合せ**〉 福祉課 障がい支援係 ☎34-5408

### こども家庭センターについて

子ども家庭サポートセンターではこども家庭センターとして、妊娠期から子育て期の皆さんが安心して過ごせるように、保健師などの専門職が妊娠、出産、子育てに関する各種相談や情報提供、訪問等による切れ目ない相談、支援を行っています。

妊娠、出産、子育てに関する不安や悩み、困りごとなどお気軽にご相談ください。

〈**問合せ**〉 子ども家庭サポートセンター ☎45-1114



### ③不妊に対する取組

将来の妊娠・出産を見据えた検査や不妊治療、不育症治療を受ける市民の経済的負担の軽減を図るため、検査及び治療等に要する費用の一部又は全額を助成します。

#### 不妊治療費助成

- 〈対象者〉市内にお住まいの方
- 〈内容〉・不妊治療に要した費用について、医療保険適用の自己負担額を助成します。  
・医療保険診療と併用して行う先進医療に要した費用を助成します。
- 〈助成額〉医療保険適用の自己負担額の全額(先進医療は上限15万円まで)
- 〈問合せ〉子ども家庭サポートセンター ☎45-1114



#### 不育症治療費助成

- 〈対象者〉市内にお住まいの方
- 〈内容〉医師が認める不育症検査・治療に要した費用について、医療保険適用及び医療保険適用外の自己負担額を助成します。
- 〈助成額〉自己負担額の全額(上限15万円まで)
- 〈問合せ〉子ども家庭サポートセンター ☎45-1114



#### 出産費用や不妊治療の費用は医療費控除の対象です

妊娠中の検診の費用や出産費用(出産育児一時金を差し引いた額)、不妊治療に要した費用(市の助成金を差し引いた額)は、医療費控除の対象になります。

病院の領収書は、きちんと保管しておいてください。通院・入院のための交通費(原則電車・バス代)もOK。領収書がなくても、日時、行き先、運賃を記録したメモを残しておいてください。

確定申告すれば、一度払った税金が還付金として戻ってくる場合があります。

控除対象にならない医療費もありますので、詳しいことはお問い合わせください。

- 〈問合せ〉三条税務署 ☎32-6211(自動音声案内)

